

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化プロジェクトチームの設置（平成19・20年度）

平成19年4月1日設置

中心市街地の活性化に向け、関係課の職員で構成されるメンバーにより、目標・情報を共有化し一体となって業務を進めるため、中心市街地活性化プロジェクトチームを設置する。

1) プロジェクトチームの設置目的

市民生活の向上および本市経済の発展に寄与するため、本市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する中心市街地活性化に係る計画を策定する。

(中心市街地活性化プロジェクトチーム設置要綱第3条から抜粋)

2) プロジェクトチームの構成

- ・ プロジェクトチームは、副市長が総括する。
- ・ プロジェクトチームは、商工振興課、計画課、まちづくり推進課の職員で構成し部局を横断した組織とする。

3) プロジェクトチームの取り組み事項

・ 中心市街地活性化計画の策定

中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）を見直し、新たな「中心市街地活性化基本計画」を策定する。

・ 情報の集約とフィードバック

副市長及び関係部長によるマネージャー会議や関係課長による推進会議等を設置し、中心市街地における各種事業の調整を行う。

4) 庁内推進体制の整備

中心市街地で展開される各種事業等について、情報を一元化し、連携と調整を図ることを目的に、次の組織を設ける。

① 中心市街地活性化マネージャー会議（以下「マネージャー会議」という。）

役 割：部門にまたがる課題を調整し、方針を決定する。

構成メンバー：副市長、企画部長、産業振興部長、都市計画部長、建設部長

開催頻度：必要に応じて随時副市長が招集し、会議を総括する。

②中心市街地活性化推進会議（以下「推進会議」という。）

役割：中心市街地で展開される各種事業等についての情報交換を行い、課題を整理、検討するとともに、所管の事業にフィードバックする。

構成メンバー：政策企画課長、地域づくり推進課長、商工振興課長、観光交流課長、計画課長、市街地整備課長、建築指導課長、沼津駅周辺区画整理事務所長、推進課長、建設企画室長、交通対策課長、まちづくり推進課長、住宅営繕課長、中心市街地活性化プロジェクトチームリーダー
 ※その他必要に応じて、関係課長等の出席を求める。

開催頻度：毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催。
 プロジェクトチームリーダーが事務局となり会議を進行する。

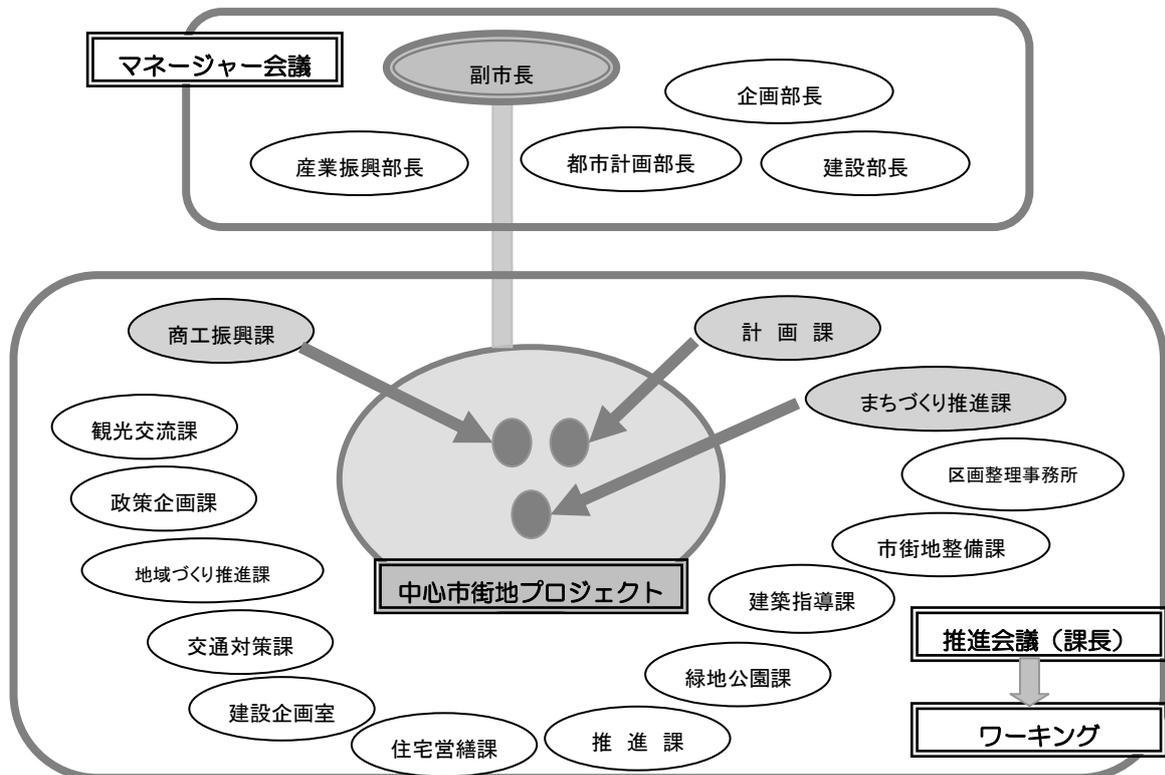
③中心市街地活性化ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）

役割：情報の収集整理や活性化計画の策定に必要な調査研究を行う。

構成メンバー：「推進会議」を構成する課長が所属職員の中から推薦する。（若手・中堅職員）

開催頻度：必要に応じて随時プロジェクトチームリーダーが招集し、作業を総括する。

庁内体制の考え方



5) 市内推進体制による検討経過

・マネージャー会議

回	年月日	検討内容
第1回	平成19年 7月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けた現在までの経過 ・ 先進都市の状況について ・ 新沼津市中心市街地活性化基本計画について
第2回	平成19年 11月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沼津市中心市街地活性化基本計画（素案）について ・ （仮称）沼津市中心市街地活性化懇談会について
第3回	平成20年 7月 16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告 ・ 今後の予定について
第4回	平成21年 9月 18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告及び基本計画の策定について

・推進会議

回	年月日	検討内容
第1回	平成19年 5月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化に向けた市内体制について ・ 「中心市街地の活性化に関する法律」の概要について ・ 中心市街地で行われる事業について ・ 現状における課題等について
第2回	平成19年 6月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準工業地域における特別用途地区の指定について ・ 中心市街地活性化協議会について
第3回	平成19年 7月 18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新沼津市中心市街地活性化基本計画について
第4回	平成19年 9月 10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沼津市中心市街地活性化基本計画について ・ 沼津市中心市街地活性化協議会について
第5回	平成19年 10月 18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沼津市中心市街地活性化基本計画について
第6回	平成20年 1月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定における現在までの経過
第7回	平成20年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の策定状況
第8回	平成20年 7月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告 ・ 今後の予定について
第9回	平成21年 1月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書変更概要について ・ 今後の予定について
第10回	平成21年 4月 16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の概要説明 ・ 課題となる点
第11回	平成21年 9月 18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の策定について

・ワーキンググループ

回	年月日	検討内容
第1回	平成19年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化に向けた庁内体制について ・ 「中心市街地の活性化に関する法律」の概要について ・ 中心市街地で行われている事業について ・ ディスカッション <ul style="list-style-type: none"> － 沼津のまちなかに住みたくするには － 沼津のまちなかに人が集まってくるには
第2回	平成19年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地 現地調査 ・ ディスカッション

(2) 組織改変に伴う所管の変更

平成21年度からプロジェクトチーム制度が見直されことにより、中心市街地活性化基本計画の策定作業は中心市街地活性化プロジェクトチームから商工振興課に引き継がれた。

なお、引き続きマネージャー会議、推進会議を開催し、全庁的な体制で中心市街地の活性化に向け取り組みを進めていく。

(3) 各種団体等の参加について

中心市街地活性化基本計画作成に際し、地元商店街関係者や商工会議所役員、有識者などを構成員とする政策懇談会まちづくり部会（中心市街地活性化）により、まちづくりのあり方や課題の検討を行った。

・政策懇談会まちづくり部会（中心市街地活性化）の開催状況

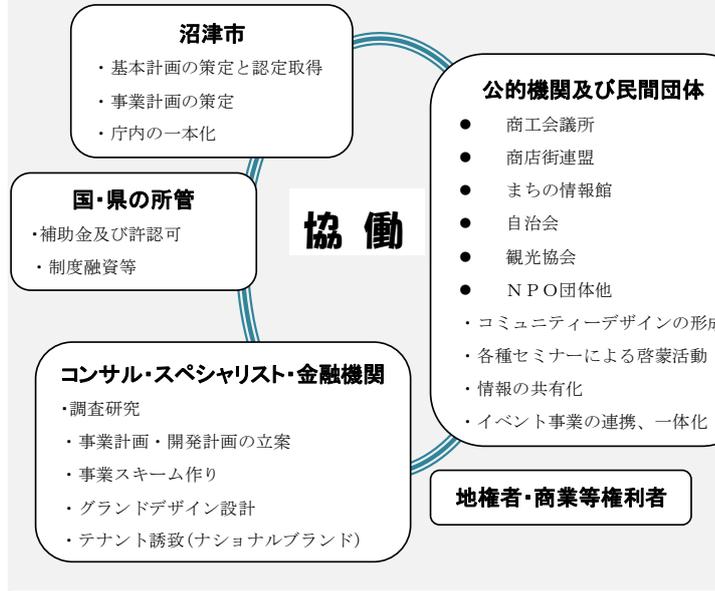
回	年月日	検討内容
第1回	平成19年6月20日	・沼津市の中心市街地のまちづくりについて －中心市街地のエリア設定 －基本計画策定へのプロセス
第2回	平成19年7月4日	・新中心市街地活性化基本計画コンセプトイメージについて －東部120万広域圏の都心について －富士箱根伊豆エリアの玄関 －便利で快適な都心居住の場
第3回	平成19年7月17日	・中心市街地に集積する機能について
第4回	平成19年8月9日	・中心市街地活性化協議会について ・沼津駅北拠点施設整備構想について

・沼津市政策懇談会まちづくり部会の構成員

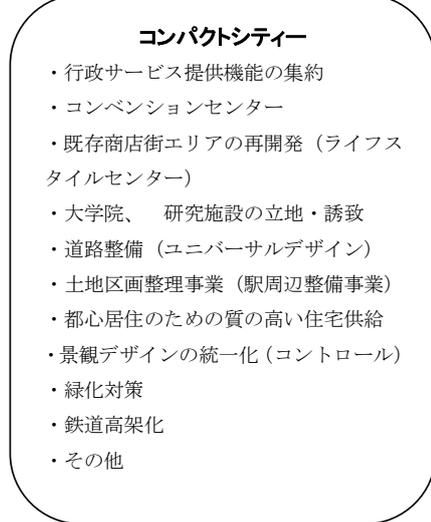
氏名	所属
中山 勝	(財)企業経営研究所 産業経済部 部長
大西 達也	日本政策投資銀行 地域振興部 参事役
三澤 幸男	沼津市商工会議所 専務理事
芦川 勝年	沼津市商店街連盟 会長
深澤 公詞	まちの情報館 代表
亀井 竹雄	株式会社シック 代表取締役
間宮 一壽	沼津市役所 中心市街地活性化プロジェクトチーム リーダー

まちづくり・中心市街地活性化政策案

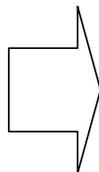
組織構成



ハード整備



- ① 目標・情報を共有する中心市街地活性化協議会の設立
- ② まちづくり会社等の設立による地元主導の再開発
- ③ 地権者のためのファイナンシャルプラン作成等専門家集団の活用
- ④ まちづくりに必要なNPOの創出
- ⑤ コミュニティーの育成と人材育成・NW作り
- ⑥ 統一された組織による各種イベントの運営
- ⑦ ぬまづの魅力を発信する機能
- ⑧ コンベンションビューロの設立



- 選択と集中によるまちづくり**
- ① アーケード名店街の再開発事業
 - ② 車より人中心の交通環境整備（地下道や歩道橋の廃止）
 - ③ 見やすいサインの整備
 - ④ 中央公園、狩野川周辺のにぎわいづくり
 - ⑤ 公共交通機関の利用しやすい価格帯設定
 - ⑥ まちづくりに関わるNPO活動の支援
 - ⑦ 空き店舗対策及び商店街の景観計画の実施

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の設立

平成 19 年 12 月に沼津商工会議所を中心として中心市街地活性化懇談会を組織し、中心市街地活性化基本計画（案）について協議を重ねるとともに、中心市街地活性化協議会の設立の準備を進めた。

平成 20 年 12 月 17 日に、沼津商工会議所ならびに本市中心市街地の活性化を担う再開発ビル「イーラ de」を運営する沼津まちづくり株式会社を共同設置者とする中心市街地活性化協議会が設立された。

沼津市中心市街地活性化協議会 委員名簿

区 分	協議会役職	団体名	役職名	氏 名	法令根拠
経済活力の向上	会 長	沼津商工会議所	会 頭	後 藤 全 弘	法第 15 条第 1 項第 2 号イ
都市機能の増進	副会長	沼津まちづくり 株式会社	代表取締役	天 野 幸 男	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ
経済活力の向上		沼津商工会議所	副会頭	石 橋 昭 彦	法第 15 条第 1 項第 2 号イ
環境・コミュニティ		沼津フォーラム 女性の会	会 長	寺 内 頼 子	法第 15 条第 8 項
		あげつち おかみさん会	会 長	辻 栄 子	
		NPO フィルム微助人	理事長	金 子 恭 子	
暮らしの安心・安全		沼津市社会福祉協議会	会 長	日 高 達 也	
街なか居住		沼津市消費者協会	会 長	金 井 恵 子	法第 15 条第 4 項第 2 号
		沼津市自治会連合会	会 長	高 木 孝	
地域経済・観光		沼津市商店街連盟	会 長	芦 川 勝 年	法第 15 条第 4 項第 1 号
		沼津市大型店会	会 長	赤 塚 敏 治	
		まちの情報館	代 表	深 澤 公 詞	
	監 事	財団法人 企業経営研究所	常務理事	中 山 勝	法第 15 条第 4 項第 2 号
	監 事	沼津商工会議所青年部	会 長	萩 原 孝 二	
		NPO 法人沼津観光協会	理事長	勝 亦 一 強	法第 15 条第 8 項
公共交通 機関の利便増進		沼津バス協会	会 長	大 塩 喜 久 夫	法第 15 条第 4 項第 1 号
行 政		沼津市産業振興部	部 長	望 月 孝 夫	法第 15 条第 4 項第 3 号
		沼津市都市計画部	部 長	秋 山 精 太 郎	

(オブザーバー)

教育・文化		東海大学開発工学部	学部長	西 山 幸 三 郎	法第 15 条第 8 項
地域経済・観光		タウンマネージャー	TMO ぬまづ企画 運営委員長	小 栗 徹	法第 15 条第 4 項第 1 号

(平成 20 年 12 月現在)

・沼津市中心市街地活性化懇談会の開催状況

回	年月日	検討内容
第1回	平成19年12月25日	・ 中心市街地活性化基本計画について
第2回	平成20年1月28日	・ 中心市街地活性化基本計画に対する意見について
第3回	平成20年9月25日	・ 中心市街地活性化懇談会小委員会検討結果報告 ・ 中心市街地活性化準備会及び協議会の設立について

・沼津市中心市街地活性化協議会の開催状況

回	年月日	検討内容
第1回	平成20年12月17日	・ 中心市街地活性化協議会設立総会
第2回	平成21年1月21日	・ 中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書の提出について（協議）
第3回	平成21年3月12日	・ 中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書の提出について（報告）
第4回	平成21年12月25日	・ 沼津市中心市街地活性化基本計画の認定について
第5回	平成22年3月24日	・ 平成22年度事業計画案・収支予算案について
第6回	平成22年6月18日	・ 空店舗対策委員会設置について ・ 専門委員会設置について ・ エリアマネジメント事業について
第7回	平成23年2月2日	・ エリアマネジメント研究事業の報告について ・ 専門部会の活動状況について ・ 認定基本計画の変更について
第8回	平成23年3月18日	・ 平成23年度事業計画案・収支予算案について ・ 町方町・大門町・通横町地区のまちづくりについて
第9回	平成23年6月20日	・ 平成23年度の主要事業について
第10回	平成23年9月22日	・ 認定基本計画の進捗状況について ・ エリアマネジメント調査研究事業について
第11回	平成24年3月13日	・ 平成24年度事業計画案・収支予算案について ・ 認定基本計画のフォローアップについて
第12回	平成24年6月28日	・ まちづくり部会の設置について ・ 平成24年度の主要事業について
第13回	平成24年9月26日	・ タウンマネージャーについて ・ 西武沼津店撤退について ・ エリアマネジメント調査研究事業について
第14回	平成25年3月26日	・ 平成25年度事業計画案・収支予算案について ・ 民間まちづくり活動促進事業について

第 15 回	平成 25 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり部会の活動状況について ・平成 25 年度の主要事業について
第 16 回	平成 25 年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の進捗状況について ・民間まちづくり活動促進事業について ・大型商業施設の出店について
第 17 回	平成 25 年 12 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間まちづくり活動促進事業の経過報告について ・大型商業施設の進出について ・中心市街地活性化協議会の今後のあり方について
第 18 回	平成 26 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の変更について ・中心市街地活性化のこれまでの取り組みと今後について
第 19 回	平成 26 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の変更について ・中心市街地活性化協議会の今後の取組について ・民間まちづくり活動促進事業について

・ 中心市街地活性化協議会の答申 (平成 21 年 3 月 13 日)

平成 21 年 3 月 13 日

沼津市長
栗原 裕康 様

沼津市中心市街地活性化協議会
会 長 後 藤 全 弘

沼津市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、沼津市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見を提出します。

沼津市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

沼津市は、古くから東駿河湾地域や伊豆方面への交通の結節点として地理的な優位性を活かして発展をしてきました。

特に中心市街地の商業はかつては県東部 100 万の商圏の核として大きな役割を担ってきました。

しかしながら、郊外における大規模な商業施設の立地、車社会の到来、近隣市町の発展等々によりその商圏は狭くなってきています。

また、当中心市街地においても少子高齢化社会への移行の過程の中で、生活の利便性、環境の改善等々将来に対する先進的な高次都市機能を持ったまちづくりに脱皮していくことが強く求められております。

このような中、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため「沼津市中心市街地活性化基本計画」(案)が沼津市より提示されました。

これを踏まえ、平成 20 年 12 月 17 日「沼津市中心市街地活性化協議会」を設立し、提示された基本計画(案)について審議を重ねた結果、中心市街地を活性化させる計画として、概ね妥当であるとの結論に至りました。

今後においては、計画で示す目標に向かい協議会の活動を進めてまいりますので、市に置きましても早期の認定取得に向け、さらなるご尽力をいただけるようお願いいたします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携調整

沼津商工会議所、沼津市商店街連盟、まちの情報館、NPO法人沼津観光協会など様々な主体と連携し、本市は中心市街地の活性化に取り組んでいる。

現在実施されている主な事業は次のとおりである。

1) まちの情報館による活動

市民や商業者のまちづくり活動の拠点施設として、空き店舗解消への取り組み、まちづくりに関心を持つ若い人材の育成、まちなかで活動する個人や団体の相互交流の場の提供などを行っている。

- ・ 商業者の為のIT講座
- ・ 学生リーダー塾、ぬまづタウンユース等の開催（若者グループの活動をサポートすることで、まちづくりに関心を持つ若い人材を育成）
- ・ 商店街イベントへの学生スタッフの提供（商店街のイベントなどへ学生マンパワーを提供）

2) その他各種団体等による活動

- ・ 花いっぱいのもちづくり推進事業（中心市街地の花壇の植栽管理）
- ・ まちかどステージ開催事業（古典落語の独演会の開催）
- ・ まちづくりイベント推進事業（商店街や市民団体が行う祭り、レクリエーション、イベントなどの支援）

TMOぬまづから継承して、沼津市中心市街地活性化協議会のもとで、商業者、市民団体などが中心市街地の魅力向上のために上記の事業を展開している。

・ よさこい東海道

沼津市の中心市街地で開催される「よさこい東海道」は、若手商業者の発意により始まり、仲見世商店街やアーケード名店街などの商店街や中央公園などを舞台に中心市街地の各所で華麗な舞を見せ街中を盛り上げている。

(2) 客観的現状分析、地域住民のニーズ等の把握・分析

1) 平成17年度中心市街地商業等活性化支援業務市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

市民・来訪者の視点から中心市街地の利用実態や印象・評価、活性化の取組みを把握し、中心市街地の位置づけや活性化へ向けた取組みの課題、問題点を把握するため中心市街地、郊外拠点の2箇所アンケート調査を行った。

また、専門家と商工会議所や商店街連盟、行政などまちづくりに携わる関係者が中心市街地の実態を踏まえた上で、ディスカッションを行い、中心市街地活性化の課題や問題点を抽出、整理するとともに、課題解決の視点、切り口など今後の中心市街地活性化の取組みのあり方、方向性について検討した。

①中心市街地の来街者アンケート調査

- ・実施日 平成17年9月16日(金)、9月17日(土)
- ・サンプル数 合計400

②郊外拠点来街者アンケート調査

- ・実施日 平成17年9月16日(金)、9月17日(土)
- ・サンプル数 合計103

③意見交換会

- ・平成17年12月16日(金)
- ・平成18年3月14日(火)

2) 平成19年度市民意識調査

市民生活の現状や市民意識、行政に対する要望や関心度を把握し、今後の市政運営の基礎資料を得る目的で実施する市民意識調査にて、商業動向と中心市街地の活性化について下記の項目にて調査を実施した。

市民意識調査の結果を基礎資料として、分析・検討を行った上で中心市街地活性化基本計画へ反映させた。

①調査項目

商業動向と中心市街地活性化に関する項目

- ・「最寄り品」の購入先は
- ・「買回り品」の購入先は
- ・買い物をする際にどこまで行くか
- ・日常の生活圏内に必要な店は
- ・沼津駅周辺の中心市街地にあるマンションに住みたいか
- ・中心市街地に住むメリットは
- ・中心市街地に住むデメリットは
- ・中心市街地に充実したほうが良い機能は

②調査回収数 977人

③調査期間 平成19年6月22日(金)～7月5日(木)